

税制上の特例措置を受けるための証明書について

1. 概要

住宅の取得・リフォームを行った場合、一定の要件を満たせば税制上の特例措置を受けることができます。
なお、この特例措置を受ける際には、住宅の性能を証明する書面の発行を受ける必要があります。

※証明書は、中国地方整備局では発行していません。

※税制の内容については、お答えできかねる場合がありますので、ご了承下さい。

2. 住宅性能証明書等のご案内

住宅性能証明書等は、受ける税制上の特例の種類によって、“種類”や“発行主体”が異なります。
お問い合わせを頂くことの多い証明書について、下の表のとおり整理していますのでご参考にして下さい。

	証明書の発行主体				
	建築士事務所に所属する建築士	指定確認検査機関	登録住宅性能評価機関	住宅瑕疵担保責任保険法人	市町村
建設住宅性能評価書			●		
住宅性能証明書		●	●	●	
耐震基準適合証明書	●	●	●	●	
増改築等工事証明書	●	●	●	●	
住宅耐震改修証明書	●	●	●	●	●

※上の表は、令和4年6月10日現在の国土交通省ホームページでご案内している情報に基づいて整理したものです。

【参考：国土交通省関係ページ（住宅）各税制の概要】

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html 

※アドレス（緑色の文字）をクリックして頂きますと、該当ページに移動します。

【参考：増改築等工事証明書については（一社）住宅リフォーム推進協議会のホームページで詳しく紹介されています。】

<http://www.j-reform.com/zeisei/index.html> 

※アドレス（緑色の文字）をクリックして頂きますと、該当ページに移動します。

3. 指定確認検査機関等について

上の表にある、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保履行責任保険法人は、以下のページでも確認できます。

【指定確認検査機関：日本建築行政会議（都道府県ごとの指定確認検査機関）】

<http://www.jcba-net.jp/map-kikan.html> 

【住宅性能評価機関：（一社）住宅性能評価・表示協会（登録住宅性能評価機関の検索）】

http://www.hyoukakyokai.or.jp/kikan/hyouka_search.php 